二　当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項
　イ　金銭の額（暗号資産の額を含む。）
　［ロ・ハ　略］
［三～十一　略］
［2～5　略］
（確実にかつ整然と管理する方法）
第百三十六条　法第四十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
［一～四　略］
五‖　金融商品取引業者等が自己で管理する電子記録移転有価証券表示権利等　次のイ及びロに掲げる方法（金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下この号及び次号において同じ。）の顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために、その行う金融商品取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子記録移転有価証券表示権利等にあっては、次のイに掲げる方法）
　イ　顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等について、固有有価証券等と明確に区分し、かつ、どの顧客の電子記録移転有価証券表示権利等であるかが直ちに判別できる状態（当該顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法
　ロ　顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法
六‖　金融商品取引業者等が第三者をして管理させる電子記録移転有価証券表示権利等　次のイ及びロに掲げる方法（金融商品取引業の顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために、その行う金融商品取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子記録移転有価証券表示権利等にあっては、次のイに掲げる方法）
　イ　当該第三者において、顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等について、固有有価証券等と明確に区分させ、かつ、どの顧客の電子記録移転有価証券表示権利等であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法
　ロ　顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該金融商品取引業者等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法
七‖　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（前各号に掲げるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
　イ　当該権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合　当該書類を有価証券とみなして第一号から第四号までに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法
　ロ　［略］
2　［略］

二　［同上］
　イ　金銭の額
　［ロ・ハ　同上］
［三～十一　同上］
［2～5　同上］
（確実にかつ整然と管理する方法）
第百三十六条　［同上］
［一～四　同上］
［号を加える。］

［号を加える。］

五‖　［同上］
　イ　当該権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合　当該書類を有価証券とみなして前各号に掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法
　ロ　［同上］
2　［同上］